

日 薬 業 発 第 351 号
令 和 2 年 11 月 19 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る
取扱期間延長のお願いについて（要請）

標記について、財務省主計局給与共済課長、総務省自治行政局公務員部福利課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長については令和2年10月22日付け日薬業発第324号ほかにてお知らせしたところですが、被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和3年3月末日まで延長されるとのことです。

該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. 令和2年7月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長について（要請）
（令和2年11月18日付け、財務省主計局給与共済課長 事務連絡）
2. 令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）
（令和2年11月18日付け、総務省自治行政局公務員部福利課 事務連絡）

別添1



事務連絡
令和2年11月18日

日本薬剤師会会長 殿

財務省主計局給与共済課長
高田 英樹

令和2年7月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長について（要請）

標記の件について、別添のとおり各共済組合に通知しましたので了解願います。
なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしく願います。

事務連絡
令和2年11月18日

各共済組合担当課長 殿

財務省主計局給与共済課長
高田 英樹

令和2年7月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長について（要請）

令和2年7月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等については、別添1「令和2年7月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請及び意向確認）」（令和2年10月20日付け財務省主計局給与共済課事務連絡）において、令和2年12月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和2年7月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては、令和3年1月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 一部負担金等の徴収の猶予をする期間の延長について
当面、令和2年12月末までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和3年3月末まで引き続き延長していただきたいこと。
- 2 令和3年1月1日以降における一部負担金等徴収猶予の取扱いについて
 - (1) 一部負担金等徴収猶予の対象となる組合員及び被扶養者（以下「猶予対象組合員等」という。）は、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する者であること。
 - （ア）令和2年7月豪雨に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法（大正11年法律第70号）の組合員又は被扶養者であること。
 - （イ）令和2年7月豪雨により被災し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
 - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である者
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

- (2) 猶予対象組合員等は、令和3年1月以降における保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において療養の給付を受ける際に、一部負担金等徴収猶予証明書（以下「猶予証明書」という。）を組合員証に添えて保険医療機関等に提出していただく取扱いとすること（保険薬局の場合にあっては、処方せんに猶予証明書を添えるものであること。）。
- (3) 猶予対象組合員等は、あらかじめ共済組合に対して申請を行い、猶予証明書の交付を受けるものとする。
- (4) 一部負担金の徴収猶予の取扱いについては、別添2「健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」（平成18年9月14日付け保保発第0914003号）を参考とすること。

なお、当該通知において、「6ヶ月以内の期間を限って、」とあるのは、今般の徴収猶予期間の延長を考慮し、「当面」と読み替えることとすること。

また、猶予証明書の有効期限については、共済組合の実情に応じて、令和3年3月31日までの間で設定すること。

- 3 一部負担金等の免除を実施している場合の取扱いについて
一部負担金等の免除を実施している共済組合におかれても、前記1及び2について同様の取扱いとすること。

別添2

事務連絡
令和2年11月18日

日本医師会
日本歯科医師会
日本薬剤師会

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 18 日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予については、令和 2 年 10 月 19 日付け事務連絡「令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」において、令和 2 年 7 月豪雨による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 2 年 12 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。

現在の令和 2 年 7 月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 3 年 1 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、貴管内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し、ご指導方よろしく申し上げます。

記

1 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長

当面、令和 2 年 12 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 3 年 3 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 18 日

地方職員共済組合
（地共済事務局扱い）
東京都職員共済組合
各指定都市職員共済組合

御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予については、令和 2 年 10 月 19 日付け事務連絡「令和 2 年 7 月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）」において、令和 2 年 7 月豪雨による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 2 年 12 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予していただくよう要請したところです。

現在の令和 2 年 7 月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 3 年 1 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長

当面、令和 2 年 12 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和 3 年 3 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

事務連絡
令和2年11月16日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る
取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等については、別添1「令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）」（令和2年10月16日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）において、令和2年12月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和2年7月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては、令和3年1月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 一部負担金等の徴収の猶予をする期間の延長

当面、令和2年12月末までとされていた徴収の猶予について、健康保険組合の実情に応じて、令和3年3月末まで引き続き延長していただきたいこと。

2 令和3年1月1日以降における一部負担金等徴収猶予の取扱いについて

(1) 一部負担金等徴収猶予の対象となる被保険者及び被扶養者（以下「猶予対象被保険者等」という。）は、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者であること。

(ア) 令和2年7月豪雨に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村（特別区を含む。以下同じ。）に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法(大正11年法律第70号)の被保険者又は被扶養者であること。

(イ) 令和2年7月豪雨により被災し、次のいずれかに該当する者であること。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- ③主たる生計維持者の行方が不明である者
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

(2) 猶予対象被保険者等は、令和3年1月以降における保険医療機関又は保険薬局（以

下「保険医療機関等」という。)において療養の給付を受ける際に、一部負担金等徴収猶予証明書(以下「猶予証明書」という。)を被保険者証に添えて保険医療機関等に提出していただく取扱いとすること(保険薬局の場合にあっては、処方せんに猶予証明書を添えるものであること)。

(3) 猶予対象被保険者等は、あらかじめ健康保険組合に対して申請を行い、猶予証明書の交付を受けるものとする。

(4) 一部負担金の徴収猶予の取扱いについては、別添2「健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて」(平成18年9月14日付け保保発第0914003号)を参考とすること。

なお、当該通知において、「6ヶ月以内の期間を限って、」とあるのは、今般の徴収猶予期間の延長を考慮し、「当面」と読み替えることとすること。

また、猶予証明書の有効期限については、健康保険組合の実情に応じて、令和3年3月31日までの間で設定すること。

3 一部負担金等の免除を実施している場合の取扱いにつて

一部負担金等の免除を実施している健康保険組合におかれても、前記1及び2について同様の取扱いとすること。